令和4年度 第1回精華町入札調査監視委員会 議事録

日時	令和4年5月17日(火) 9時40分~11時20分	
場所	精華町役場 5階 501・502会議室	
出席委員	委員長 大植 辰治(副町長)	
	副委員長 西島 博一 (事業部長)	
	委 員 岩橋 威夫 (総務部長)、田中 眞人 (住民部長)、	
	岩前 良幸(健康福祉環境部長)、山口 治(事業部次長)、	
	浦本 佳行(教育部長)、岩井 博行(消防長)、	
	木村(健司(上下水道部長)	
議事概要	1. 開会	
	2. 抽出案件の検証について	
	3. その他	
	次回抽出委員の選出(西島副委員長を選出)	
	4. 閉会	
検証対象案件	令和4年1月1日~令和4年3月31日に契約締結された予定価格13 0万円未満の建設工事及び除草、剪定その他の建設工事に関する業務、	
	前回の調査委員会において、委員から提案のあった、上下水道課により	
	契約締結された工事に準ずる修繕案件	
抽出案件一覧	【①精華町立図書館おはなしのへや等網戸設置工事(生涯学習課)】	
	【②令和3年度 ほうその保育所駐車場整備工事(子育て支援課)】	
	【③令和3年度精華町地域福祉センターかしのき苑高圧気中開閉器取替	
	工事(社会福祉課)】	
	【④令和3年度 京都府知事選挙に伴うポスター掲示場設置工事(総務	
	課)】	
	【⑤令和3年度 精華台華の塔配水池受電ケーブル等修繕(上下水道課)】	
検証件数	5件(随意契約5件) ※対象件数7件	
委員会意見	委員会において、具申すべき特段の意見等はない。	

# 議事

# ●検証案件

①精華町立図書館おはなしのへや等網戸設置工事

意見・質問	回答
・町内の建築一式工事の許	全部で21者です。
可を有する登録業者は全	
部で何者あるのか。	
・そのうち建築工事を主体	はい、そうです。
としている7者に見積依	
頼をしたということか。	

②令和3年度 ほうその保育所駐車場整備工事

意見・質問	回答等
・川西小学校区内の土木一	川西小学校区内の土木一式工事のC・D
式工事の許可を有する登	級は8者です。
録業者は8者なのか。	
<ul><li>辞退が多いのはなぜか。</li></ul>	年度末は工事が重なり、技術者を配置す
	ることが出来ないため、辞退されていま
	す。
・業者選定理由について、	
所在地を理由に選定する	
のは公平性に欠ける。数に	
ばらつきがある。過去の本	
委員会でも委員から意見	
をもらっているが、改善さ	
れていない。今後注意して	
いただきたい。	
・落札率が低いが、品質は	大丈夫です。
十分なのか。	

③令和3年度精華町地域福祉センターかしのき苑高圧気中開閉器取替工事

#### 意見・質問

# 回答等

・工事内容はどのようなものか。

かしのき苑の敷地内にある電柱に設置されている器機の取替で、電気系統の故障が発生して停電が発生した時に、周辺施設に影響しないよう遮断する装置の設置工事です。

・電気工事の許可を有している業者は全部で5者だが、1者を除いた理由はなにか。

営繕室から提供いただいていた情報に対して、除いた1者には今回の工事は出来ない、と原課のほうで勘違いしてしまった。

・落札率が低いが、設計はどのようにしたのか。

事業部営繕室に協力していただき、協議して設計しました。

・営繕室は設計する際、業者に参考見積を依頼したのか。

しました。

・業者選定理由ですが、随 意契約ガイドラインにも 記載しているが、「業務等 に精通している、納入実績 がある、使い勝手がよい、 といった理由は、随意契約 の理由とはならない」た め、当該関係工事の実績で 絞るのは良くない。

・辞退届について、様式は 町から提示しているのか。

・辞退届について、様式は 特に様式は提示していないです。

# ④令和3年度 京都府知事選挙に伴うポスター掲示場設置工事

## 意見・質問

### 回答等

・本案件は建築工事なの か。

そうです。

・前回の選挙ポスター掲示 場設置工事の依頼者数は 2者だったように記憶し ている。

前回は2者に依頼して、1者辞退だった ので、今回は範囲を広げ、該当する全ての 業者に見積依頼をしました。

・見積書を提出してきたも う1者の方は、所在地の選 挙ポスター掲示場設置工 事を落札しているのか。

可能性はありますが、わかりません。

・仮に、もう1者も辞退し、 有効になります。 1者だけになったとして も、有効なのか。

- ・選挙ポスター掲示場設置 工事は実施される毎に本 委員会や、監視委員会で抽 出されているが、あまり改 善されない。
- 示板を作成するところか らなのか。掲示板は府から

送られてくるのか。

・掲示場設置工事とは、掲 掲示板は別の業者から物品購入していま。 す。

京都府屋外広告物条例に 基づく業者登録が必要と いう指針は何かあるのか。

平成18年京都府屋外広告物条例が改正さ れた際に、京都府から通知が来ています。 関係資料も15年ほど経つため残っていな いですが、当時の担当者にヒアリングも

し、京都府にも確認はしました。

・精華町の条例でも選挙看 板は除外の対象になるの に、板を建てるのは京都府 屋外広告物条例に基づく 登録業者しかできない、と いうのは本当に明確な決 まりがあるのか。

京都府の担当者にも通知を出した旨確認 しました。また、当時の京都府の都市計画 課から通知を出した旨もヒアリングで確 認しました。近隣市町村である木津川市 と京田辺市も、現在同様の条件で見積し ていると聞いています。

京都府の通知は現在も有 効ということか。

・言い伝えではなく、その | 変更の旨の通知をいただいていませんの で、現在も有効と認識しています。

⑤令和3年度 精華台華の塔配水池受電ケーブル等修繕

#### 意見・質問

#### 回答等

- ・妥当な金額かはどこで判 断しているのか。
- 提出された見積書の内訳書を確認して、 判断している。
- ・緊急対応の工事の落札率 は常に100%になるのか。

工事によるが、今回のような案件は見積 対応になるため、積算出来ず、100%とな ります。

・緊急であれば、見積依頼 をして早急に見積書を出 してもらい、工事に取り掛 かるというのが本来であ る。また、今回点検で分か ったということで、点検の 際に悪いところがいくつ か出てくると思うが、この 不具合だけこの様に緊急 修繕の契約をするのか。

全ての点検の終わりを待って修繕に取り 掛かるということではなく、不具合が見 つかり次第、その部分だけ協定を結んで いる業者に修繕の依頼をしています。 また、見積依頼と現場は同時並行で動か していて、後追い契約です。

- ・災害対応と同様の対応と そうです。 いうことか。
- ・協定書の第3条に「甲(精 華町)の積算に準ずるもの とする」とあるが、本案件 がこの協定書に基づいて 契約しているのであれば、 今回の契約は逆ではない のか。
- ・費用は、基本的に発注側 の提示した金額だが、予算 がもっとかかった等の時 は協議で決める、と協定書 でルールは決まっている。 他の業者に見積依頼して 発注側の金額の根拠とす るべき。
- ・協定書には「事故、故 障等した場合の緊急対応 処置を目的」とあるが、 今回の内容は緊急対応処 置を超えている。協定書 を拡大解釈している。応 急処置だけ協定書に基づ いて依頼して、修繕工事 は別で2者以上に見積徴 収をして契約すべきだっ た。
- •今回参考見積の依頼を省 いた理由はなにかあるの か。

結果的には、積算をしようと思うと見積 書をもらわないといけない。本来なら、 その見積をもって、町で予定価格を決め て見積依頼をする。

修繕内容すべてを緊急修繕と判断したた め、協定業者1者からの見積徴収のみと してしまった。

以後、修繕内容を整理する中で適切な見

積徴収を行っていきます。 ・協定書そのものを見直 し、変更するべき。 ・電力指示計は取替ないと 取替が必要でした。 いけなかったのか。修繕で は不可能だったのか。 ・緊急ということだが、工 契約の工期は3月31日になっている 事はいつ完了したのか。 が、工事自体は1月中頃には完了してい たと思います。 ・緊急対応なので、いつ完 了したかは覚えておいた ほうがいい。